



山形県公報

平成15年10月28日(火)
第1487号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                        |               |      |
|----------------------------------------|---------------|------|
| 銃猟禁止区域の指定.....                         | (環境保護課)       | 1225 |
| 平成8年10月県告示第1047号(銃猟禁止区域の設定)の一部改正.....  | (同)           | 1226 |
| 平成9年9月県告示第991号(銃猟禁止区域の設定)の一部改正.....    | (同)           | 1227 |
| 平成11年10月県告示第1010号(銃猟禁止区域の設定)の一部改正..... | (同)           | 同    |
| 休猟区の指定.....                            | (同)           | 同    |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....              | (健康福祉企画課)     | 1228 |
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....                 | (同)           | 同    |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....                 | (同)           | 1229 |
| 山形県労働者住宅建設資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....   | (雇用労政課)       | 1230 |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....                    | (村山総合支庁農村計画課) | 同    |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....                    | (同)           | 同    |
| 土地改良区の定款変更の認可.....                     | (最上総合支庁農村計画課) | 1231 |
| 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知.....            | (森林課)         | 同    |

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

|                                                                               |      |
|-------------------------------------------------------------------------------|------|
| 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正.....                             | 1235 |
| 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することができる施設)の一部改正..... | 同    |

### 海区漁業調整委員会関係

### 指 示

|                      |   |
|----------------------|---|
| 漁業法によるはたはた採捕の制限..... | 同 |
|----------------------|---|

## 告 示

山形県告示第968号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、銃猟禁止区域を次のとおり指定した。

平成15年10月28日

山形県知事職務代理者

山形県副知事 金 森 義 弘

- 1 (1) 名 称 馬見ヶ崎白川銃猟禁止区域
- (2) 区 域 別紙のとおり(別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。)
- (3) 存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで
- 2 (1) 名 称 つるみ石沼銃猟禁止区域

- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで
- 3 (1) 名 称 生居川ダム銃猟禁止区域
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで
- 4 (1) 名 称 舟場銃猟禁止区域
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで
- 5 (1) 名 称 内原銃猟禁止区域
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで
- 6 (1) 名 称 深山銃猟禁止区域
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで
- 7 (1) 名 称 十里塚銃猟禁止区域
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで
- 8 (1) 名 称 酒田銃猟禁止区域
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで
- 9 (1) 名 称 狩川銃猟禁止区域
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで
- 10 (1) 名 称 月光川銃猟禁止区域
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで
- 11 (1) 名 称 横根山銃猟禁止区域
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

## 山形県告示第969号

平成8年10月県告示第1047号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成15年11月1日から施行する。

平成15年10月28日

山形県知事職務代理者

山形県副知事 金 森 義 弘

第7項を削る。

## 山形県告示第970号

平成9年9月県告示第991号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成15年11月1日から施行する。

平成15年10月28日

山形県知事職務代理者

山形県副知事 金 森 義 弘

第9項を削り、第10項を第9項とし、第11項を第10項とし、第12項を第11項とする。

## 山形県告示第971号

平成11年10月県告示第1010号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成15年11月1日から施行する。

平成15年10月28日

山形県知事職務代理者

山形県副知事 金 森 義 弘

第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第13項までを1項ずつ繰り上げる。

## 山形県告示第972号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定した。

平成15年10月28日

山形県知事職務代理者

山形県副知事 金 森 義 弘

- 1 (1) 名称 忠川休猟区  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成15年11月1日から平成17年10月31日まで
- 2 (1) 名称 田麦野休猟区  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成15年11月1日から平成17年10月31日まで
- 3 (1) 名称 材木休猟区  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成15年11月1日から平成17年10月31日まで
- 4 (1) 名称 増沢休猟区  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成15年11月1日から平成17年10月31日まで
- 5 (1) 名称 大木沢休猟区  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成15年11月1日から平成17年10月31日まで
- 6 (1) 名称 休場休猟区  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成15年11月1日から平成17年10月31日まで
- 7 (1) 名称 三枝・中田休猟区  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成15年11月1日から平成17年10月31日まで

- 8 (1) 名 称 桜峠休猟区  
 (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
 (3) 存続期間 平成15年11月1日から平成17年10月31日まで
- 9 (1) 名 称 高倉山休猟区  
 (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
 (3) 存続期間 平成15年11月1日から平成17年10月31日まで
- 10 (1) 名 称 上和田休猟区  
 (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
 (3) 存続期間 平成15年11月1日から平成17年10月31日まで
- 11 (1) 名 称 夏刈休猟区  
 (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
 (3) 存続期間 平成15年11月1日から平成17年10月31日まで
- 12 (1) 名 称 小白川休猟区  
 (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
 (3) 存続期間 平成15年11月1日から平成17年10月31日まで
- 13 (1) 名 称 枳形休猟区  
 (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
 (3) 存続期間 平成15年11月1日から平成17年10月31日まで

山形県告示第973号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成15年10月28日

山形県知事職務代理者

山形県副知事 金 森 義 弘

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃止年月日      |
|-------------------|---------------------|------------|
| 三 條 ク リ ニ ッ ク     | 山形市寿町14番3号          | 平成15. 8.31 |
| 原 田 歯 科 医 院       | 天童市本町一丁目4番38号       | 同 9.17     |
| 吉 川 医 院           | 長井市成田1621番地         | 同 9.30     |
| 岡田内科循環器科クリニック     | 酒田市東大町三丁目38番3号      | 同          |

山形県告示第974号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成15年10月28日

山形県知事職務代理者

山形県副知事 金 森 義 弘

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称     | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地      | 指 定 年 月 日 |
|-----------------------|--------------------------|-----------|
| 医療法人 吉 川 医 院          | 長井市成田1621番地              | 平成15.10.1 |
| 医療法人社団 三 條 クリニック      | 山形市寿町14番3号               | 同         |
| 橋 本 こどもクリニック          | 同 瀬波一丁目1番36号             | 同         |
| さ い と う クリニック         | 鶴岡市大字辻興屋字三丁場23番地の4       | 同         |
| 新 田 クリニック（医科・歯科）      | 上山市金生一丁目15番10号           | 同         |
| 川 合 耳 鼻 咽 喉 科         | 南陽市島貫阿弥陀前599番地の1         | 同         |
| 檜 の 木 薬 局 矢 吹 病 院 前 店 | 山形市本町一丁目5番10号            | 同         |
| 岡 田 内 科 循 環 器 科 クリニック | 酒田市東大町三丁目38番3号           | 同 10.9    |
| 山 口 ハ ー ト クリニック       | 山形市花楸二丁目50番3号            | 同 10.16   |
| お ぜ き 皮 膚 科 医 院       | 同 大字南館186番地の8（71-2街区20番） | 同         |

## 山形県告示第975号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。  
平成15年10月28日

山形県知事職務代理者

山形県副知事 金 森 義 弘

| 指 定 介 護 機 関 の 名 称 | 施 設 又 は 実 施<br>す る 事 業 の 種 類      | 指 定 介 護 機 関 の 所 在 地             | 指 定 年 月 日 |
|-------------------|-----------------------------------|---------------------------------|-----------|
| ほなみケアセンター高島       | 居 宅 介 護 支 援<br>訪 問 介 護            | 東置賜郡高島町大字高島549番地の<br>10仲江第一ビル2階 | 平成15.10.1 |
| 介 護 シ ョ ッ プ 創 研   | 福 祉 用 具 貸 与                       | 山形市美畑町13番14号                    | 同         |
| 指定居宅介護支援事業所あじさい   | 居 宅 介 護 支 援                       | 同                               | 同         |
| 回 春 堂 ケ ア サ ー ビ ス | 居 宅 介 護 支 援                       | 米沢市駅前二丁目5番7号                    | 同         |
| ぷちハウスなごみ          | 通 所 介 護                           | 同 通町一丁目1番117の10号                | 同         |
| ミナミケアサービス         | 訪 問 介 護                           | 同 城南一丁目4番18号                    | 同         |
| 株式会社 アンミン         | 福 祉 用 具 貸 与                       | 同 万世町片子5152番地                   | 同         |
| 山交介護推進事業所         | 訪 問 介 護                           | 山形市桜町二丁目6番1号                    | 同 10.2    |
| アイリスケアセンター東泉      | 訪 問 介 護<br>居 宅 介 護 支 援<br>通 所 介 護 | 酒田市東泉町五丁目8番10号                  | 同 10.7    |

|                  |         |                              |   |       |
|------------------|---------|------------------------------|---|-------|
| かがやきの丘訪問介護ステーション | 訪 問 介 護 | 東置賜郡川西町大字下奥田字観音浦<br>1092番地の9 | 同 | 10.14 |
|------------------|---------|------------------------------|---|-------|

山形県告示第976号

山形県労働者住宅建設資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年10月28日

山形県知事職務代理者

山形県副知事 金 森 義 弘

山形県労働者住宅建設資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県労働者住宅建設資金利子補給金交付規程（昭和40年8月県告示第759号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「山形県労働金庫」を「東北労働金庫」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県告示第977号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大高根土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成15年10月28日

山形県知事職務代理者

山形県副知事 金 森 義 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所        |
|----------|-----------|------------|
| 理 事      | 高 橋 惣 太 郎 | 村山市大字富並919 |
| 同        | 青 柳 真     | 同 946      |
| 同        | 高 橋 利 男   | 同 1883     |
| 同        | 増 川 慶 助   | 同 2252     |
| 同        | 西 川 孝 士   | 同 3887     |
| 同        | 矢 作 武 夫   | 同 4686 - 1 |
| 同        | 大 室 栄 一   | 同 3728     |
| 監 事      | 笹 原 繁 富   | 同 4403     |
| 同        | 工 藤 憲 忠   | 同 1573     |
| 同        | 高 橋 豊     | 同 4570     |

山形県告示第978号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大高根土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成15年10月28日

山形県知事職務代理者

山形県副知事 金 森 義 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所        |
|----------|---------|------------|
| 理 事      | 高 橋 富 男 | 村山市大字富並708 |
| 同        | 大 場 繁   | 同 889      |
| 同        | 高 橋 吉 恵 | 同 2015 - 2 |
| 同        | 大 場 耕 一 | 同 1577     |
| 同        | 阿 部 作 雄 | 同 2230     |
| 同        | 西 川 孝 士 | 同 3887     |
| 同        | 矢 作 武 夫 | 同 4686 - 1 |
| 同        | 大 室 栄 一 | 同 3728     |
| 監 事      | 笹 原 繁 富 | 同 4403     |
| 同        | 高 橋 豊   | 同 4570     |
| 同        | 酒 井 正 之 | 同 1853     |

## 山形県告示第979号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成15年10月28日

山形県知事職務代理者

山形県副知事 金 森 義 弘

- 1 土地改良区の名称  
新庄土地改良区
- 2 事務所の所在地  
新庄市金沢字宮ノ次郎4273番3
- 3 認可年月日  
平成15年10月17日

## 山形県告示第980号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成15年10月28日

山形県知事職務代理者

山形県副知事 金 森 義 弘

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所  
新庄市大字萩野字伽室・字吐出・字朴沢・字小以良川（以上4字国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林指定の目的  
水源のかん養
- (3) 指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

- (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
字伽室・字吐出（以上2字について次の図に示す部分に限る。）
  - (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字伽室・字吐出・字朴沢・字小以良川（以上4字について次の図に示す部分に限る。）
  - (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 2 (1) 保安林予定森林の所在場所

最上郡鮭川村大字曲川字関所・字馬楯・字大芦沢（以上3字国有林。次の図に示す部分に限る。）、字與藏峠（国有林）

## (2) 保安林指定の目的

水源のかん養

## (3) 指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

- (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
字関所・字馬楯・字大芦沢・字與藏峠（以上4字について次の図に示す部分に限る。）
  - (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字関所・字馬楯・字大芦沢・字與藏峠（以上4字について次の図に示す部分に限る。）
  - (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 3 (1) 保安林予定森林の所在場所

最上郡大蔵村大字赤松字鍋倉山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

## 4 (1) 保安林予定森林の所在場所

最上郡大蔵村大字南山字葉山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

- (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
字葉山（次の図に示す部分に限る。）
  - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 5 (1) 保安林予定森林の所在場所

最上郡舟形町大字堀内字松橋沢・字高崩山（以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。）



- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
字松橋沢
      - (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字高崩山
      - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 6 (1) 保安林予定森林の所在場所  
最上郡戸沢村大字古口字柏沢（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 指定施業要件  
立木の伐採を禁止する。
- 7 (1) 保安林予定森林の所在場所  
最上郡戸沢村大字神田字倉手（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐は、択伐による。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 8 (1) 保安林予定森林の所在場所  
最上郡戸沢村大字角川字今神山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐は、択伐による。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 9 (1) 保安林予定森林の所在場所  
最上郡大蔵村大字南山字木遠田（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - (3) 指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字木遠田（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字木遠田（次の図に示す部分に限る。）

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

10 (1) 保安林予定森林の所在場所

最上郡大蔵村大字南山字志賀（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林指定の目的

干害の防備

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字志賀（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字志賀（次の図に示す部分に限る。）

(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

11 (1) 保安林予定森林の所在場所

最上郡鮭川村大字曲川字関所（国有林。次の図に示す部分に限る。）、字與藏峠・字馬楯（以上2字国有林）

(2) 保安林指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字関所・字與藏峠・字馬楯（以上3字について次の図に示す部分に限る。）

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字関所・字與藏峠・字馬楯（以上3字について次の図に示す部分に限る。）

(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに新庄市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**選挙管理委員会関係**

**告 示**

山形県選挙管理委員会告示第140号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。  
平成15年10月28日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 安 部 敏

2 老人ホームの項の表中

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 新 寿 荘 | " 大字本合海字福田界2645 |
|-------|-----------------|

を

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| 新 寿 荘       | " 大字本合海字福田界2645   |
| か つ ろ く の 里 | " 金沢字西ノ山3027 - 10 |

に改める。

山形県選挙管理委員会告示第141号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することができる施設）の一部を次のように改正する。  
平成15年10月28日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 安 部 敏

- 「 " 米沢市東部集会所
- " 米沢市ふれあいプラザ 」を
- 「 " 米沢市ふれあいプラザ
- " 米沢市東部コミュニティセンター
- " 米沢市北部コミュニティセンター
- " 米沢市万世コミュニティセンター に、
- " 米沢市六郷コミュニティセンター
- " 米沢市三沢コミュニティセンター
- " 米沢市営八幡原体育館 」
- 「 " 新庄市雪の里情報館 」を
- 「 " 新庄市雪の里情報館
- " わくわく新庄 」に改める。

**海区漁業調整委員会関係**

**指 示**

山形海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、山形海区管内の沿岸海域に來遊するはたはたの資源保護を図るため、次のとおり指示する。

平成15年10月21日

山 形 海 区 漁 業 調 整 委 員 会  
会 長 齋 藤 辰 男

平成15年12月1日から平成16年1月31日までの間、次の表の左欄に掲げる海域において、同表の右欄に掲げる採

捕方法以外の方法によるはたはたの採捕を禁止する。

| 海 域                        | 採 捕 方 法                                                                   |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 山形県海面共同漁業権漁場区域             | 海面共同漁業権に基づく第二種共同漁業による採捕又は竿釣、手釣若しくはたも網（網口30センチメートル以内で柄を持って使用するものに限る。）による採捕 |
| 酒田港及び鼠ヶ関港に係る山形県海面共同漁業権消滅区域 | 竿釣、手釣又はたも網（網口30センチメートル以内で柄を持って使用するものに限る。）による採捕                            |